

# 屋外保管事業場設置者に対する 行政処分事務処理要領

## (目的)

- 1 この要領は、福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年福島県条例第76号。以下「条例」という。）第12条及び第13条の規定に基づき、屋外保管事業場の許可の取消し又は使用の停止（以下「行政処分」という。）を命ずる場合の事務処理について必要な事項を定めることにより、特定再生資源物の屋外保管等に係る行政処分の公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

## (定義)

- 2 この要領における用語の定義は、条例及び福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例施行規則（令和6年福島県規則第77号。以下「規則」という。）で定めるところによる。

## (対象者)

- 3 この要領に基づく行政処分の対象者は、条例第2条第4号で定める屋外保管事業場設置者とする。

## (行政処分の基準)

- 4 許可の取消し又は使用の停止とする違反行為及び処分基準は別表のとおりとし、当該屋外保管事業場設置者が有する全ての屋外保管事業場について行政処分を行うことができるものとする。

## (使用停止期間の加算等)

- 5 別表に掲げる違反行為が2以上あった場合は当該期間を加算するものとし、この結果、許可屋外保管事業場において使用停止期間が90日を超える場合は、当該許可屋外保管事業場の許可の取消しへ移行するものとする。

## (加重措置)

- 6 次のいずれかに該当する場合は、加重措置を講ずることができるものとする。  
この場合、加重は別表の処分基準日数の2分の1を限度とし、この結果、許可屋外保管事業場において、使用停止期間が90日を超える場合は、当該許可屋外保管事業場の許可の取消しへ移行するものとする。
  - (1) 違反行為が繰り返し行われていたものであると認められるとき。
  - (2) 違反行為により、県民生活の安全、若しくは生活環境の保全に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

(3) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(軽減措置)

7 次のいずれかに該当する場合は、軽減措置を講ずることができるものとする。

この場合、許可屋外保管事業場の取消処分相当の違反行為における処分については90日の許可屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止とし、屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止処分相当における処分については別表の処分基準日数の2分の1を限度として軽減する。

(1) 違反行為により、県民生活の安全、若しくは生活環境の保全に支障が生じていない、又は生じるおそれがないと認められるとき。

(2) 違反行為後、自主的に是正措置を講じたと認められるとき。

(3) その他、軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(行政処分の事前手続)

8 行政処分を行おうとするときの事前手続き及び担当機関

地方振興局長は、所管する区域に屋外保管事業場を有する屋外保管事業場設置者について、行政処分すべき事実を知った場合は、様式1により行政処分調書を作成し、生活環境部長に上申するものとする。

この場合において、生活環境部長は、必要に応じ、様式1により行政処分調書を作成することができるものとする。

(県警察本部長への意見聴取)

9 処分すべき屋外保管事業場を所管する地方振興局長（以下「所管地方振興局長」という。）は必要に応じ条例第17条第2項の規定に基づき、条例第8条第1項第2号シからタまでに該当する事由の有無について、県警察本部長の意見を聴くことができる。

(行政処分の検討)

10 所管地方振興局長は、処分しようとする屋外保管事業場設置者について行政手続法（平成5年法第88号）に規定する意見陳述のための手続を経て処分内容を検討するものとする。

ただし、条例第8条第1項第2号イからタまでのいずれかに該当するに至った対象者を処分しようとする場合で、裁判所の判決書（閲覧謄写を含む。）、市町村の刑罰等調書等客観的な資料によって証明できる場合には、この限りではない。

(行政処分の決定通知)

11 所管地方振興局長が行政処分を行ったときは、行政処分の内容、処分理由及び根拠条項等を明示し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示を付して、被処分者に通知するものとする。

通知書は、被処分者に配達証明にて郵送するか又は手交するものとする。

この場合において、所管地方振興局長は、生活環境部長へ処分通知書の写しを送付するとともに、処分の公表を依頼するものとする。

(関係機関等への通知及び公表)

- 12 所管地方振興局長が行政処分を行ったとき、知事は、被処分者の氏名、住所、処分の内容、処分理由及び根拠となった条項等を被処分対象の屋外保管事業場所在市町村、各地方振興局及び県警察本部等に通知するとともに、報道機関への情報提供及び福島県産業廃棄物課ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(許可証の返納等)

- 13 所管地方振興局長は許可屋外保管事業場設置者の行政処分を行ったときには、被処分者から許可証を返納させるものとし、使用停止期間が満了したときは、被処分者に返付するものとする。

(行政処分後の確認)

- 14 所管地方振興局長は、行政処分が行われたときは必要に応じ、屋外保管事業場の使用が停止又は廃止されていることを立入検査等により確認するものとする。

付則

この要領は、令和7年2月28日から施行する。

別 表

号	違反行為等	処分基準		罰則
		許可を要する 屋外保管事業場	許可を要しない 屋外保管事業場	
1	第7条第1項（屋外保管事業場無許可設置） ※不正な手段による許可の取得を含む ※第9条第1項の許可の更新を含む	許可取消し （許可屋外保管事業場設置者でない場合は許可取得までの期間の使用停止）		①
2	第8条第1項第1号（屋外保管の基準に適合しなくなったとき） ※第11条で準用する場合を含む	改善に必要な期間の使用停止（改善が不可能な場合は許可取消し）	改善に必要な期間の使用停止	—
3	第8条第1項第2号（欠格事由に該当したとき） ※第11条で準用する場合を含む	許可取消し	欠格事由の解消に必要な期間の使用停止	—
4	第8条第2項（屋外保管事業場設置許可条件違反） ※第11条で準用する場合を含む	使用停止30日間		—
5	第8条第3項（屋外保管事業場使用前検査受検義務違反） ※第11条で準用する場合を含む	使用停止60日間		②
6	第10条第1項（屋外保管記録作成等違反、虚偽記載）	使用停止30日間		—
7	第11条第1項（屋外保管事業場無許可変更） ※不正な手段による許可の取得を含む	許可取消し		①
8	第11条第2項（屋外保管事業場の軽微変更届出義務違反・虚偽届出）	使用停止30日間		③
9	第12条第2項（屋外保管基準不適合・条例違反行為等・許可条件違反に係る措置命令又は事業停止命令違反）	許可取消し		①
10	第14条第1項（屋外保管事業場無許可譲受け、無許可借受け） ※不正な手段による許可の取得を含む ※名義貸しを含む	許可取消し		①

11	第15条第1項（法人合併又は分割による無認可屋外保管事業場地位承継）	使用停止10日間		—
12	第16条第2項（屋外保管事業場設置者の地位承継届出義務違反・虚偽届出）	使用停止30日間		③
13	第19条第1項（現場責任者設置義務違反）	使用停止30日間		—
14	第20条第1項（屋外保管状況その他必要事項報告義務違反・虚偽報告）	使用停止30日間		③
15	第21条第1項（屋外保管事業場等立入検査拒否・妨害・忌避、立入検査における答弁拒否・虚偽答弁）	使用停止30日間		③
16	第22条第1項（火災その他事故時の措置届出義務違反）	使用停止10日間		—
17	第22条第2項（火災その他事故時応急措置命令違反）	応急措置に必要な期間の使用停止		②
18	前各号に定めるもの以外の違反行為	使用停止10日間		—

\* 「参考」欄の数字は次の罰則に関する条項を示すものである

- ① 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ② 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ③ 30万円以下の罰金